

治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年7月31日付け第201900109943号及び第201900108860号通知）の一部を次のように改める。

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 積算方法等</p> <p>（1）補正方法</p> <p>現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。補正は変更契約において行う。</p> <p>なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。</p> <p>補正値（%）＝真夏日率×補正係数*</p> <p>※補正係数：1.2</p> <p>補正値及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>（2） （略）</p> <p>5～10 （略）</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年8月10日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この改正は、令和2年9月11日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 積算方法等</p> <p>（1）補正方法</p> <p>現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。補正は変更契約において行う。</p> <p>なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。</p> <p>補正値（%）＝真夏日率×補正係数*</p> <p>※補正係数：1.2</p> <p>補正値は真夏日率の計算を含めて連続して行い、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>（2） （略）</p> <p>5～10 （略）</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年8月10日から施行する。</p>